

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	金子 原二郎 (自民)	古川 俊治 (自民)	小西 洋之 (民主)
理事	井原 巧 (自民)	堀内 恒夫 (自民)	難波 奨二 (民主)
理事	江島 潔 (自民)	舞立 昇治 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	熊谷 大 (自民)	柳本 卓治 (自民)	山口 和之 (みん)
理事	神本 美恵子 (民主)	山谷 えり子 (自民)	山田 太郎 (みん)
理事	西村 まさみ (民主)	吉川 ゆうみ (自民)	田村 智子 (共産)
理事	杉 久武 (公明)	若林 健太 (自民)	山下 芳生 (共産)
	島村 大 (自民)	相原 久美子 (民主)	藤巻 健史 (維新)
	滝波 宏文 (自民)	江崎 孝 (民主)	柴田 巧 (結い)
	馬場 成志 (自民)	風間 直樹 (民主)	又市 征治 (社民)

(26. 3. 28 現在)

(1) 審議概観

第186回国会における本委員会付託案件は、平成二十三年度決算外2件(第181回国会提出)、平成二十四年度決算外2件(第185回国会提出)、平成二十三年度予備費及び平成二十四年度予備費関係9件(第183回国会提出)並びに平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)(第183回国会提出)である。

なお、平成二十三年度予備費及び平成二十四年度予備費関係9件は、平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書、平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十四年度特別会計予備費使用総調書

及び各省各庁所管使用調書(その1)、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)である。

審査の結果、平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、平成二十三年度予備費及び平成二十四年度予備費関係9件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)は是認すべきものと議決した。

〔平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算の審査〕

平成二十三年度決算外2件は、第181回国会の平成24年11月16日に提出され、第183回国会に本委員会に付託された後、審査を継続し、第185回国会の25年11月25日に全般質疑を行った。平成二十四年度決

算外2件は、第185回国会の25年11月19日に提出され、今国会の26年3月28日、本会議において報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において麻生財務大臣から概要説明を聴取し、3月31日に全般質疑を行った。

なお、3月28日の委員会において、1月24日に安倍内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された平成二十二年度

決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、平成22年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、麻生財務大臣から説明を聴取した。平成二十二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府が講じた措置
<p>(1)東日本大震災からの復旧・復興に向けた迅速かつ効果的な取組が求められている中、復旧・復興関係経費の一部が、震災前から一般会計により継続的に実施されていた事務・事業等に支出されたり、被災地域における社会経済の再生や生活の再建等に直接結びつくとは考え難い用途に充てられたりなどしていたことは、看過できない。</p> <p>政府は、同経費の財源が増税による国民負担で賄われていることを強く認識して、その用途が被災地域それぞれの需要や期待に応えるものとなるよう的確に予算を措置し、これまでの支出の精査による見直し作業を更に進めるとともに、今後とも、住まいとなりわい再建を最優先に、予算の査定、事業実施箇所の選定等を厳格に行うべきである。</p>	<p>(1)東日本大震災復旧・復興関係経費については、平成24年11月に、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算において措置した復興関連予算に係る事業のうち、執行済みを除く168億円について、その執行を見合わせたところである。</p> <p>また、平成24年度補正予算及び平成25年度当初予算においては、被災地の復旧・復興に直接資する施策のみを東日本大震災復興特別会計に計上することを基本とし、用途の厳格化を図ったところである。</p> <p>さらに、平成25年7月には、全国向け事業に係る基金のうち、執行済み及び執行済みと認められるものを除く1,428億円について、被災地又は被災者に対する事業に用途を限定すること及び基金からの執行を見合わせ、国へ返還することを復興大臣及び財務大臣から基金所管大臣に要請したところである。</p> <p>加えて、平成25年度補正予算及び平成26年度予算においては、復興事業の円滑な実施に配慮しつつ、これまでの執行状況等も踏まえて所要の予算を確保するとともに、「流用」等の批判を招くことがないよう、引き続き用途の厳格化を図ることとしたところである。</p> <p>今後とも、事業実施箇所の選定を厳格に</p>

	<p>行い、東日本大震災復旧・復興関係経費の適切な執行に努めてまいる所存である。</p>
<p>(2) 政府の重要な意思決定に係る会議については、決定過程の透明化を図るとともに、事後の検証作業に資するため、その議事録等の作成、保存、公開等が不可欠であるにもかかわらず、東日本大震災への対応に当たった緊急災害対策本部、原子力災害対策本部等の15組織中、10組織において議事録が作成されなかったこと、このうち3組織では議事概要等も作成されず議事内容の記録が残されなかったこと、また、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の設置許可に際し、原子力安全委員会が開いた審査会等の議事録が現存しておらず、審査過程を検証できない状態となっていることは、看過できない。</p> <p>政府は、重要な意思決定に係る会議について議事録等の作成、保存及び公開に係る明確な基準を早期に策定及び公表するとともに、議事録等が未作成の会議等については早急に記録を整備すべきである。</p>	<p>(2) 震災対応に関する議事録等の作成等については、指摘のあった3組織において既に議事概要を作成・公表したところである。</p> <p>また、原子力発電所等設置許可審査に関する議事録等の作成等については、平成24年9月に発足した原子力規制委員会において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に従い議事録等が作成、保存及び公開されており、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査についてもその過程を公表しているところである。</p> <p>重要な意思決定に係る会議の議事録等の作成、保存及び公開に係る基準の策定については、平成24年6月に「行政文書の管理に関するガイドライン」を改正し、個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かを公文書管理を担当する大臣が閣議等の場で了解を得て判断し、当該事態に対応する会議等の議事録又は議事概要等を作成すること等を明確化したところであり、今後とも適切な運用を図ってまいる所存である。</p>
<p>(3) 国等が補助金等を支出している大学等研究機関の公的研究費に関し、虚偽の会計書類を作成するなどして、支払金を業者に管理させるなどの不適正な会計経理が行われていた事態について、本院決算委員会が平成17年度決算審査措置要求決議により是正を促し、政府は平成20年1月までに改善措置を講じたと報告していたにもかかわらず、これ以降も同様の事態が見受けられたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、公的研究費に係る不適正な会計経理の全容について早急に調査結果を取りまとめ、これを公表するとともに、補助金等の不正使用の根絶に向けて、研究機関及</p>	<p>(3) 大学等研究機関の公的研究費について、いまだ研究費の不正使用が繰り返されていることを重く受け止め、不正防止の取組を抜本的に強化するため、平成25年8月、文部科学省において「研究における不正行為・研究費不正使用に関するタスクフォース」を設置し、同年9月に中間取りまとめを公表した。</p> <p>同中間取りまとめでは、これまでの対策に加え、組織的なチェックの強化を課題として、「不正を事前に防止する取組」、「組織の管理責任の明確化」、「国による監視と支援」の3つの基本方針の下、組織的なチェック体制の強化策と、問題が生じた機関</p>

<p>び研究者に対して一層の指導を行い、今後、同種の事業を基金を設けるなどして実施する場合においても、不適正な会計経理が発生することのないよう万全な体制を構築すべきである。</p>	<p>にペナルティを科す等の措置を講じることとした。これを踏まえ、有識者会議の審議等を経て、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を改正することとしている。</p> <p>本ガイドラインについて、研究機関及び研究者に内容の周知徹底を図り、運用状況の把握と指導を行いつつ、基金による事業の実施にも対処し得る万全な不適正経理防止体制を整備し、国民の科学技術・学術政策への信頼を再構築すべく努力していくこととしている。さらに、これらの取組について関係府省が連携し、政府一体で不正対策を講じることとしている。</p> <p>また、「公的研究費の不適切な経理に関する調査」の第2報を平成25年4月に公表したが、一部機関において調査が未了であったことから、引き続き早期の全容解明を目指し調査を要請しており、改めて結果を取りまとめ公表することとしている。</p>
<p>(4)各府省等が行うシステム開発等において、平成23年度までに54億5,000万円もの予算を投じてきた特許庁の情報システムが当初計画どおりに完成する見込みのないまま開発中断に至ったり、厚生労働省の検疫業務等に係るシステムの一部が業務上の使用に耐えないなどのため全く利用されていなかったりしているなど、失敗事例が相次いで明らかとなったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、これらの事例を教訓とし、各府省等において同様の事態が繰り返されることのないよう、システム開発等に関わる職員の資質や意識を向上させるとともに、システムの要求性能の検討や開発工程の管理等を適切に行うべきである。</p>	<p>(4)特許庁等におけるシステム開発等について、特許庁においては、技術力の高い事業者を選定すべく、入札手続において、プロジェクト遂行能力に対する審査を重点的に行うこと等の調達手続改善を行い、関係職員への周知徹底を平成25年3月以降行ってきたところである。あわせて、特許庁長官を本部長、特許庁情報化統括責任者である特許技監を本部長代理とする特許庁情報化推進本部を平成25年1月に設置して、当該本部においてプロジェクト全体の進捗管理を行うなど、プロジェクトの推進・監理体制の強化を行ったところである。</p> <p>厚生労働省においては、システム開発の際には要求事項を十分に受注者に伝達することについて、平成25年4月に開催された連絡会議及び研修等を通じて関係職員に周知徹底するとともに、調達仕様書案を厚生労働省全体管理組織が審査するなどの取組</p>

	<p>を実施している。あわせて、開発工程の管理を適切に行うため、調達全般にわたる工程表の作成と監督職員の任命について、同年6月に事務連絡を発出するなど関係職員に周知徹底したところである。</p> <p>政府としては、特許庁や厚生労働省の事例も踏まえ、今後とも、システム開発等に関わる職員の資質や意識を向上させるとともに、システムの要求性能の検討や開発工程の管理等を適切に行うべく努めてまいり所存である。</p>
<p>(5) 独立行政法人原子力安全基盤機構が実施する原子力施設の検査について、検査ミスが電力会社に指摘されるまで気がつかなかったこと、電力会社の資料の不備を見落とし必要な検査の一部を実施しなかったこと、検査対象である電力会社等の事業者が作成した検査要領書に従って検査を行っていたことなど、事業者依存体質が明らかとなり、検査に対する信頼を失わせたことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、機構における検査業務の改善に向けた取組を着実に履行させるにとどまらず、失墜した国民の信頼を回復すべく、抜本的な見直しを行い、検査の主体性及び独立性を確立するとともに、中長期的な視点から専門人材を確保・養成するなどして、原子力の安全確保に関する基盤を整備すべきである。</p>	<p>(5) 独立行政法人原子力安全基盤機構による事業者依存の不適切な検査については、平成23年11月、当時の主務大臣である経済産業大臣から同機構に検査業務の在り方の抜本的見直しを指示している。</p> <p>これを受けて、同機構は第三者調査委員会を設置し、同委員会において、検査要領書を作成する際の責任者や検査実施の手順を規程上明確化すること、検査業務の重要性の自覚を組織に浸透させるための教育・研修を充実すること等の改善策を含む報告書を取りまとめた。同機構の第三期中期計画に、これら改善策とともに、人材確保・育成策についても盛り込み、同機構が着実に実施してきたところである。</p> <p>なお、第185回国会に、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案を提出し、平成25年11月15日に成立、同月22日に公布されたところである。同法に基づく同機構の解散及び原子力規制委員会への統合後も、引き続き原子力規制委員会において、原子力の安全確保に関する基盤の整備に努めてまいり所存である。</p>

その後、平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件を一括して審査することとし、26年4月7日以降、省庁別審査を計6回行った後、5月26日

には麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月9日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を行った。

平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算の審査における質疑の主な項目は、財政赤字の常態化や国債残高の増加を受けた財政健全化への取組、東日本大震災復旧・復興関係経費の迅速かつ円滑な執行の確保、子育て支援・医療・介護などの社会保障関係予算の適切な執行、老朽化した社会資本の維持管理、防災・減災対策、独立行政法人における入札談合問題や物品管理の適正化などである。

6月9日の質疑終局の後、委員長より、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算についての7項目から成る内閣に対する警告案及び11項目から成る平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算はいずれも多数をもって是認することとし、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①平成23年度及び24年度決算検査報告における多額の指摘金額等、②政府開発援助事業における外国公務員への不正な資金提供、③大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計経理、④厚生労働省の短期集中特別訓練事業の業務委託に係る企画競争の不適切な手続、⑤高速道路における跨道橋等の点検の不備と社会資本の老朽化、⑥独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の北陸新幹線建設工事をめぐる入札談合、⑦北海道旅客鉄道株式会社のずさんな安全管理体制である。

次に、平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①国庫補助金等により造成された基金の見直し、

②独立行政法人における保有資産の規模の見直し等、③東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消、④独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける日常スポーツ活動助成事業の不適切な運用、⑤厚生労働省の研究機関等における重要物品の不適切な管理、⑥地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設の利活用の適正化、⑦貿易再保険特別会計における政府開発援助の債権放棄による損失額の処理方策、⑧独立行政法人都市再生機構の組織及び業務の見直し、⑨東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策、⑩洪水ハザードマップ等の有効活用による防災・減災対策、⑪有償援助による役務の調達に係る受領検査及び前払金の精算の速やかな実施等である。

次に、平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書はいずれも多数をもって是認すべきものと決定した。

また、本委員会は、平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、26年6月9日に会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、年金記録問題に関する日本年金機構等の取組についてである。

〔平成二十三年度予備費及び平成二十四年度予備費等の審査〕

平成二十三年度予備費及び平成二十四年度予備費関係9件のうち、平成二十三年度予備費関係4件は、第183回国会の平成25年2月19日に提出された。また、平

成二十四年度予備費関係 5 件のうち、平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）、平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その 1）並びに平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その 1）の 4 件は、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その 1）とともに、25年 3 月 19 日に提出され、平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その 2）は同年 5 月 21 日に提出された。

予備費関係 9 件は、第 186 回国会の 26 年

4 月 22 日に衆議院から受領した後、5 月 23 日、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その 1）とともに本委員会に付託され、5 月 26 日に麻生財務大臣から概要説明を聴取し、質疑を行った。

討論の後、採決の結果、予備費関係 9 件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと決定し、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その 1）は多数をもって是認すべきものと議決した。

〔国政調査〕

平成 26 年 3 月 28 日及び 5 月 12 日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴取した。

（2）委員会経過

○平成 26 年 3 月 28 日（金）（第 1 回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上 3 件について麻生財務大臣から説明を聴いた後、会計検査院の検査報告について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

- 平成二十四年度決算外 2 件に関し、平成二十二年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び平成 22 年度決算審査措置要

求決議について政府の講じた措置について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度決算外 2 件及び平成二十四年度決算外 2 件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。

○平成 26 年 3 月 31 日（月）（第 2 回）

— 全般質疑 —

- 平成二十四年度決算外 2 件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、太田国土交通大臣、茂木経済産業大臣、新藤総務大臣、森内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、田村厚生

労働大臣、甘利国務大臣、谷垣法務大臣、小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、世耕内閣官房副長官、河戸会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長靱井勝人君、同協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会経営委員会委員（監査委員）上田良一君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子原二郎君（委員長質疑）、岩井茂樹君（自民）、尾立源幸君（民主）、※斎藤嘉隆君（民主）、杉久武君（公明）、山田太郎君（みん）、田村智子君（共産）、藤巻健史君（維新）、川田龍平君（結い）、又市征治君（社民） ※関連質疑

○平成26年4月7日（月）（第3回）

— 省庁別審査 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、世耕内閣官房副長官、愛知財務副大臣、上川総務副大臣、佐藤厚生労働副大臣、後藤田内閣府副大臣、関口総務副大臣、河戸会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長小林利治君、弁護士（日本弁護士連合会子ども権利委員会幹事・いじめ問題対策PT座長）村山裕君及び年金積立金管理運用独立行政法人理事長三谷隆博君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、島村大君（自民）、風間直樹君（民主）、相原久美子君（民主）、小西洋之君（民主）、神本美恵子君（民主）、平木大作君（公明）、松沢成文君（みん）、葉師寺みちよ君（みん）、辰巳孝太郎君（共産）、田村智子君（共産）、藤巻健史君（維新）、柴田巧君（結い）、又市征治君（社民）

○平成26年4月14日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十三年度決算外2件及び平成二十四

年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、経済産業省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について茂木経済産業大臣、山本内閣府特命担当大臣、甘利国務大臣、稲田内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、森内閣府特命担当大臣、吉川農林水産副大臣、小松内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君（自民）、石橋通宏君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、風間直樹君（民主）、新妻秀規君（公明）、松田公太君（みん）、山田太郎君（みん）、田村智子君（共産）、藤巻健史君（維新）、真山勇一君（結い）、吉田忠智君（社民）

○平成26年4月21日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件中、法務省、農林水産省、国土交通省、警察庁及び裁判所関係について林農林水産大臣、太田国土交通大臣、谷垣法務大臣、野上国土交通副大臣、関口総務副大臣、横山農林水産大臣政務官、土井国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、最高裁判所当局及び参考人独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長石川裕己君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川ゆうみ君（自民）、滝波宏文君（自民）、小西洋之君（民主）、徳永エリ君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、風間直樹君（民主）、矢倉克夫君（公明）、和田政宗君（みん）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）、田村智子君（共産）、藤巻健史君（維新）、柴田巧君（結い）、福島みずほ君（社民）

○平成26年4月28日（月）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件中、復興庁、財務省、金融庁及び株式会社日本政策金融公庫関係について根本復興大臣、麻生国務大臣、愛知財務副大臣、谷復興副大臣、西川文部科学副大臣、松島経

済産業副大臣、関口総務副大臣、小泉復興大臣政務官、浮島環境大臣政務官、横山農林水産大臣政務官、土井国土交通大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀内恒夫君（自民）、井原巧君（自民）、難波奨二君（民主）、小西洋之君（民主）、杉久武君（公明）、藤巻健史君（維結）、川田龍平君（維結）、和田政宗君（みん）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成26年5月12日（月）（第7回）

― 省庁別審査 ―

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。
- 平成二十三年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係並びに平成二十四年度決算外2件中、外務省、防衛省、株式会社国際協力銀行及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について小野寺防衛大臣、岸田外務大臣、世耕内閣官房副長官、西川文部科学副大臣、愛知財務副大臣、河戸会計検査院長、小松内閣法制局長官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君（自民）、大野元裕君（民主）、石橋通宏君（民主）、小西洋之君（民主）、山本香苗君（公明）、儀間光男君（維結）、小野次郎君（維結）、中西健治君（みん）、和田政宗君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成26年5月19日（月）（第8回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件中、国会、会計検査院、総務省及び環境省関係について新藤総務大臣、石原環境大臣、愛知財務副大臣、井上環境副大臣、河戸会計検査院長、田中原子力規制委員会委

員長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、江崎孝君（民主）、風間直樹君（民主）、安井美沙子君（民主）、杉久武君（公明）、清水貴之君（維結）、寺田典城君（維結）、渡辺美知太郎君（みん）、吉良よし子君（共産）、田村智子君（共産）、吉田忠智君（社民）

○平成26年5月26日（月）（第9回）

― 准総括質疑 ―

- 平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度特別会計予算総則第二十二條第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（第183回国会提出）（衆議院送付）
平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総

調書（その１）

以上10件について麻生財務大臣から説明を聴いた。

- 平成二十三年度決算外２件及び平成二十四年度決算外２件並びに予備費関係等10件について太田国土交通大臣、稲田国務大臣、麻生財務大臣、小野寺防衛大臣、新藤総務大臣、山本国務大臣、下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、森内閣府特命担当大臣、谷垣法務大臣、林農林水産大臣、菅内閣官房長官、石原環境大臣、岸田外務大臣、愛知財務副大臣、阿部裁判官弾劾裁判所事務局長、中村参議院事務総長、鬼塚衆議院事務総長、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）

各庁所管経費増額調書（その２）（第183回国会提出）（衆議院送付）

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）

以上10件について討論の後、

- 平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１）（第183回国会提出）（衆議院送付）平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）（第183回国会提出）（衆議院送付）以上9件をいずれも承諾を与えるべきものと議決し、平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その１）を是認すべきものと議決した。
- 〔質疑者〕
- 西田昌司君（自民）、佐藤正久君（自民）、神本美恵子君（民主）、西村まさみ君（民

主)、前川清成君(民主)、杉久武君(公明)、藤巻健史君(維結)、柴田巧君(維結)、渡辺美知太郎君(みんな)、田村智子君(共産)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)
(平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

反対会派 みんな

(平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

反対会派 みんな

(平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

反対会派 みんな

(平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

反対会派 みんな

(平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 維結、みんな、共産、社民

(平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、民主、公明、維結

反対会派 みんな、共産、社民

(平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1))

賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

反対会派 みんな

(平成二十四年度特別会計予算総則第二十二

条第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その1))
賛成会派 自民、民主、公明、維結、社民
反対会派 みんな、共産

(平成二十四年度特別会計予算総則第二十二

条第一項の規定による経費増額総調書及び

各省各庁所管経費増額調書(その2))
賛成会派 自民、民主、公明、維結、共産、社民

(平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為

総調書(その1))
賛成会派 自民、民主、公明、維結

反対会派 みんな、共産、社民

○平成26年6月9日(月)(第10回)

一 締めくり総括質疑 一

○平成二十三年度決算外2件及び平成二十四年度決算外2件について安倍内閣総理大臣、麻生財務大臣、新藤総務大臣、根本復興大臣、下村文部科学大臣、茂木経済産業大臣、太田国土交通大臣、林農林水産大臣、石原環境大臣、甘利国務大臣、田村厚生労働大臣、小野寺防衛大臣、谷垣法務大臣、古屋国務大臣、岸田外務大臣、菅内閣官房長官、愛知財務副大臣、小泉復興大臣政務官、横畠内閣法制局長官、田中原子力規制委員会委員長及び参考人日本銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑を行い、討論の後、

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書及び平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書を議決し、平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議を行い、

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書及び平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも是認すべき

ものと議決した後、
麻生財務大臣、新藤総務大臣、岸田外務大臣、
下村文部科学大臣、田村厚生労働大臣、茂木
経済産業大臣、太田国土交通大臣、小野寺防
衛大臣及び稲田国務大臣から発言があった。

〔質疑者〕

金子原二郎君（委員長質疑）、熊谷大君（自
民）、※江島潔君（自民）、※中西祐介君（自
民）、江崎孝君（民主）、※西村まさみ君（民
主）、平木大作君（公明）、真山勇一君（維
結）、※儀間光男君（維結）、山田太郎君（み
ん）、井上哲士君（共産）、又市征治君（社
民） ※関連質疑

（平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平
成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成
二十三年度国税収納金整理資金受払計算
書、平成二十三年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 維結、みんな、共産、社民

（平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平
成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成
二十四年度国税収納金整理資金受払計算
書、平成二十四年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、維結、みんな、共産、社民
（内閣に対する警告）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みんな、
共産、社民

反対会派 なし

（平成23年度決算及び平成24年度決算審査措

置要求決議）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みんな、
共産、社民

反対会派 なし

（平成二十三年度国有財産増減及び現在額総
計算書）

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 維結、みんな、共産、社民

（平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計
算書）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 維結、みんな

（平成二十四年度国有財産増減及び現在額総
計算書）

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 維結、みんな、共産、社民

（平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計
算書）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 維結、みんな

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査のため、会計検査及びその結果の報告を
求めることを決定した。

○平成26年6月20日（金）（第11回）

○国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査の継続調査要求書を提出することを決定
した。

○閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

（3）委員会決議

－平成23年度決算及び平成24年度決算審査措置要求決議－

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国庫補助金等により造成された基金の見直しについて

国庫補助金等の交付により法人等に設置造成された基金の保有額の合計は、平成25年3月末時点で2兆6,155億円となっており、20年4月時点の1兆592億円に比べ倍増している。基金保有額の水準等については、18年に閣議決定された「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」において、少なくとも5年に1回は見直すこととされたが、23年度に見直しを実施したのは、経済産

業省のみであった。会計検査院は、所管府省が行うべき上記基準による見直しが十分に行われておらず、一部の基金において、使用見込みのない額の滞留が見られるとしている。

政府は、基金の設置造成に当たっては、必要額の精査等により基金規模の適正化を徹底するとともに、事業の進捗状況等を踏まえた実効性ある見直しを毎年度実施し、使用見込みの低い基金等については速やかに国庫返納させるなど適切に措置すべきである。

2 独立行政法人における保有資産の規模の見直し等について

本委員会の要請に基づき、会計検査院が独立行政法人における保有資産の状況や不要財産の認定状況等について検査したところ、9法人において事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態や、平成23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舎が11法人において727戸あるなどの事態が明らかになった。また、23年度までに各法人が国庫納付した不要財産は8,685億円で、このうちの大半は政府から指摘された事項であり、各法人が独自に認定した不要財産に係る国庫納付額は57億円にとどまっていた。

政府は、各法人が保有する資産の状況について一層の実態把握に努めるとともに、将来にわたり必要ないと認められる保有資産は、速やかに国庫納付させるほか、保有資産の必要性についての見直しを各法人が継続的に行うよう指導を徹底すべきである。

3 東日本大震災の被災市町村における職員不足の解消について

東日本大震災により甚大な被害を受けた、岩手、宮城及び福島県の被災市町村では職員不足が常態化している。総務省によると、被災市町村からは1,475人の職員派遣要請がなされているが、平成26年4月時点で実際に派遣等により補充された職員は1,106人にとどまり、369人が不足している状態となっている。被災市町村における職員不足は復興事業や復興予算の執行の遅れにつながるほか、職員への業務集中を招き、当該職員の心身不調の要因ともなっている。

政府は、事業の遅れが許されない被災地の現状を踏まえ、職員不足の解消が進まない原因を調査し、専門性を有した退職公務員や中途採用者の活用等の職員確保策を検討するとともに、被災市町村で勤務する職員のカウンセリングや健康管理に関する支援を実施すべきである。

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける日常スポーツ活動助成事業の不適切な運用について

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、スポーツ選手及び指導者が行う日常スポーツ活動等に対して助成金を交付している。公益財団法人全日本柔道連盟に所属する指導者等への助成金の交付をめぐることは、助成対象外の指導者等へ助成金が交付されていたこと、助成額の審査に必要な活動経費等の証拠書類が保存されていなかったことなどの不適切な運用が、会計検査院に指摘された。

政府は、日常スポーツ活動助成金の交付の適正性を確保するため、同センターに対し、助成金交付対象の明確化や証拠書類の保存義務の周知徹底を指導するとともに、助成金の交付に関わるスポーツ団体に対し、組織のガバナンス強化を指導すべきである。

5 厚生労働省の研究機関等における重要物品の不適切な管理について

厚生労働省の国立感染症研究所等3機関において、50万円以上の機械及び器具である重要物品が物品管理簿に記録されているにもかかわらず、その所在が確認できない事態や、国立医薬品食品衛生研究所等4機関において、研究者が科学研究費補助金により購入した設備備品が研究機関に寄附されていない事態など、2,535物品54億2,611万円分が適切に管理されていない状況が明らかとなった。

政府は、重要物品の数量及び価格が国の決算と一体を成すことを重く受け止め、各機関及び当該機関の研究者に対し、重要物品の適正な管理等の重要性及び科学研究費補助金により購入した設備備品の適切な寄附手続について周知を徹底し、物品管理法等に基づき物品を適正に管理させるべき

である。

6 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された施設の利活用の適正化について
平成18年度から23年度までに、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等により整備された25都道府県の326の地域密着型介護施設について、会計検査院が利用状況を検査したところ、8施設が全く利用されておらず、247施設で利用率が50%を下回るなど、全体の約8割に当たる施設の利用が低調となっており、43億3,705万円を投じた施設整備交付金の事業効果が十分発現していない状況が明らかとなった。

政府は、高齢化が急速に進展し、介護費用が大幅に増加している現状を十分認識し、施設整備交付金の交付決定に当たっては、地域密着型介護施設が適切かつ効率的に配置され、地域住民の意向を十分に踏まえたサービスが提供されるよう、的確な介護需要予測を含む申請の審査を適切に行うべきである。また、施設整備後は、市町村に対し、定期的に利用状況のフォローアップを行う仕組みを構築させるなどして、地域の実情に見合った適正な利用状況となるよう指導すべきである。

7 貿易再保険特別会計における政府開発援助の債権放棄による損失額の処理方針について

貿易再保険特別会計における政府開発援助（ODA）の債権放棄による損失額は9,066億円に上るが、そのうち、一般会計でいかなる金額を負担するかは、特別会計法等に明文規定がなく、毎年の財政状況に応じて一般会計から同特別会計に繰り入れが行われており、平成24年度決算までに累計で約2,500億円が繰り入れられている。しかし、貿易保険は輸出入業者が加入する保険であり、その損失を一般会計すなわち国民一般がどのように負担すべきかは慎重に検討される必要がある。

政府は、貿易再保険特別会計が、平成28年度末までに廃止の上、独立行政法人日本貿易保険に統合され、同法人はその後株式会社化することが閣議決定されていることに鑑み、ODAの債権放棄による損失額9,066億円については、一般会計で今後更なる過大な負担が生じないように検討するとともに説明責任を果たすべきである。

8 独立行政法人都市再生機構の組織及び業務の見直しについて

独立行政法人都市再生機構は、同機構設立以降の決算検査報告において、毎年度指摘を受けている。平成23年度決算検査報告においては、ニュータウン整備事業における多数の長期未処分地等に関する指摘を受けており、事業の効率性、資産の有効活用等に関して改善が求められた。さらに、同機構については、高額賃貸住宅事業における民間事業者との競合や12.7兆円に上る多額の有利子負債についても問題視されている。

政府は、都市再生機構に対し、同機構の実施すべき業務を明確にさせるとともに、ニュータウン整備事業における長期未処分地の迅速な整理等を行わせる必要がある。併せて、多額の有利子負債等をより効率的に削減し、国民負担が生じることがないようにするための対策を講ずるとともに、賃貸住宅入居者の居住の安定を図りながら、同機構の組織及び業務を抜本的に見直すべきである。

9 東日本大震災の復旧・復興事業に係る入札不調及び工事の遅延への対策について

東日本大震災からの早期復興が求められている中、岩手、宮城及び福島の本北3県における復興関連事業において、応札者がいないこと、入札価格が予定価格を上回ることなどが原因の入札不調が発生している。平成24年度決算検査報告では、東北3県における23年10月から24年9月までの入札不調の発生率が21.1%となっている。また、26年2月の復興加速化会議では、25年4月から同年12月までの東北3県、仙台市及び東北地方整備局の一般土木等工事の入札不調の発生率が21%から41%となり、依然として震災前の2%よりも大幅に高くなっていることが報告されている。

政府は、被災地の復興関連事業において、震災前の建設事業者数、技術者数、資材量等で対処可能な量を上回る工事が集中的に発注されている現状を踏まえ、入札不調による事業の遅延を防止するために、不足する人材の確保及び育成、建設資材の高騰防止等、より一層の措置を速やかに講ず

べきである。また、全国的な公共事業の増加や東京五輪関連事業の実施が復興関連事業の進捗を遅らせることがないように、最善を尽くすべきである。

10 洪水ハザードマップ等の有効活用による防災・減災対策について

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の水深や避難場所等を記載した洪水ハザードマップ等の作成事業について、131市町村で記載すべき情報に不備があるなどしたため、8億9,811万円が有効活用されていないことが、会計検査院の指摘により明らかとなった。また、土砂災害危険箇所の情報等を住民と都道府県とが相互に通報できる土砂災害情報相互通報システム整備事業について、故障した機器を修理していなかったなどのため、15府県において住民と自治体との情報提供が相互に行われず、29億6,513万円が有効活用されていない状態となっていたことも明らかとなった。

政府は、市町村が作成する洪水ハザードマップ等に必要な情報が記載され、また、土砂災害情報相互通報システムが常時機能するよう、地方自治体への支援及び助言を行うとともに、改善状況をフォローアップすべきである。さらに、会計検査院よりハザードマップの作成等に関し、関係法令の周知徹底、関係機関との情報共有及び連携を図るよう度重なる指摘を受けていることを十分に認識し、防災・減災対策の効率的な実施に努めるべきである。

11 有償援助による役務の調達に係る受領検査及び前払金の精算の速やかな実施等について

防衛省は、米国政府から有償援助により防衛装備品及び役務の調達（FMS調達）を行っており、日米間の合意書に合わせて米国政府に前払金を支払い、実際の費用が前払金より少なかった場合は差額の精算をしている。平成24年度決算検査報告によると、防衛省の装備施設本部が行った調達（FMS中央調達）における未精算額全体は、24年度末時点で2,282億円と多額に上る状況にあること、また、平成元年度から24年度までの間に行ったFMS中央調達のうち、24年度末で役務の給付が完了している契約について、精算の前提となる受領検査が実施されず、517億円の前払金が未精算となっていたことが明らかになった。

政府は、今後も多額の前払金の支払いが見込まれるFMS調達において、役務給付の完了時における部隊等から支出負担行為担当官への通知等の手続を徹底し、受領検査を速やかに実施するとともに、米国政府と一層緊密に協議を行うなどにより、未精算額の減少を図るべきである。